

広島海区漁業調整委員会告示第二号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十一条第四項の規定によって、次のとおり公聴会を開催する。

この公聴会で意見を述べようとする者は、住所、氏名、従事する漁業又は職業及び意見の要旨を、平成三十年五月十八日までに書面で当委員会へ提出すること。
なお、公聴に付する事項については、次によって縦覧に供する。
平成三十年五月七日

広島海区漁業調整委員会

会長 北 田 國 一

一 開催日及び場所

開催日時	開催場所	備考
平成三〇年五月二二日 午後二時	広島市中区基町一〇―五二 広島県庁舎本館海区漁業調整委員会委員室	西部農林水産事務所管内関係分

二 公聴に付する事項

漁業法第十一条の規定に基づき、平成三十年九月一日に免許を予定している漁業の免許の内容等の事前決定案

1 免許の内容たるべき事項
縦覧に供するとおり

2 漁業権の存続期間
区画漁業権 免許の日から平成三十五年八月三十一日まで

3 免許予定日
平成三十年九月一日

4 申請期間
告示の日から平成三十年七月十五日まで

5 地元地区
縦覧に供するとおり

三 縦覧期間

平成三十年五月七日から同年三月十八日まで

四 縦覧場所

縦覧場所	電話番号
広島市中区基町一〇―五二 広島県庁舎本館四階 広島海区漁業調整委員会事務局（県庁水産課）内	（〇八二）五二三―五二七二
呉市西中央一丁目三―二五 広島県呉庁舎第二庁舎六階 西部農林水産事務所水産第二課内	（〇八二三）二二一―五四〇〇 内線二五四一